

令和 7 年 9 月 12 日

市政記者クラブ 様

監査事務局監査課

担当：田中

Tel 9 7 2 - 3 3 2 9

監査の結果について

監査委員から、令和 7 年名古屋市監査報告書（第 3 号）を令和 7 年 9 月 11 日に議会及び市長へ提出しました。

今回の監査では、監視制御装置の耐震据付の未施工に関する指摘を始め、計 4 項目の指摘を行うとともに、是正改善や再発防止などの措置を講じるよう求めました。

1 工事監査の概要

(1) 監査の対象・指摘事項数

対 象	指摘事項数
総務局（工事）	2
緑政土木局（工事）	2
合 計	4

※ 地方自治法第 199 条第 1 項・第 2 項に定める、財務監査・行政監査として実施

(2) 監査の実施時期

令和 7 年 2 月 5 日から令和 7 年 9 月 8 日まで

(3) 監査の方法

総務局（工事）は 23 件、緑政土木局（工事）は 142 件の工事及び委託を抽出し、設計・積算・施工・検査等が適正に行われているかについて、書類等突合、実査等を行った。

2 主な指摘事項

対 象	主な指摘事項	報告書 ページ
総務局 (工事)	軽微な建設工事の契約について - 軽微な建設工事の契約において、建設業者の支店と契約していたが、当該支店は建設業許可を受けておらず、本店のみ許可を受けていたため、当該支店とは本来契約することはできなかった。 - 契約しようとする建設業者の本店及び支店等における建設業許可の有無を確認した上で、適正に契約されたい。	P2 指摘 1 (1)
緑政土木局 (工事)	監視制御装置の耐震据付について - 監視制御装置の耐震据付において、卓上にある監視制御装置が耐震用品等で固定されていなかった。また、卓の脚も床面に固定されていなかった。 - 卓上の監視制御装置や卓の脚が耐震固定されていない場合には、地震時に監視制御装置が転倒等するおそれがあることから、仕様書に基づく施工となるよう是正されたい。	P6 指摘 1 (2)

3 主な意見

対 象	主な意見	報告書 ページ
緑政土木局 (工事)	技術職員の技術力向上への取り組みについて - 監査で判明した誤りは、職員が局の基準類を正しく理解していないことが原因と考えられる。 - 現場経験の減少や、ベテラン職員の退職により、技術の伝承が困難になっている。 - 令和 7年度から開講した緑政土木局テクニカルセンターを十分に活用し、体系化された研修による技術職員の育成とキャリアアップに取り組まれない。 - 緑政土木局以外の技術職員にもニーズに応じた研修を提供し、市全体の技術力向上に努められたい。	P8 意見

監査報告書の内容は、名古屋市公式ウェブサイトからご覧いただけます。

URL : <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/56-2-7-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



二次元コード